

右拒絕に對して其夫側代表六名は本社に來り重役に會見して前同様の要求書を提出したるが會社側では、  
炭坑に對して交渉すべき旨を答へ且つ三十一日實地調査の爲重役が炭坑に赴くことを聲明して會見を終つた。  
一方午後二時頃爭議議員並に其の家族等議員約六十名は田川郡大任村所在坑長松本清治氏宅に至り坑長に面會を求めたるも不在の爲歸車を待つとして同家の庭前に座り込み要求貫徹迄動かぬとて頑固つたが、警察當局に諭されて漸やく午後五時頃一同引揚ぐるに至つた。  
而して坑長宅より引揚げた議員側では代表五名を以て午後六時炭坑事務所にて松本坑長に會見して左の要求をした。

(1) 解雇手當支給

- (2) 解雇手當十四日分及解雇旅費支給
  - (3) 年功賞與（制度制定の上）支給
    - 三年以下五十日分
    - 五年以下七十日分
    - 十年以下百日分
    - 十年以上百五十日分
  - 但し兵役義務期間日数延長
  - (4) 争議中日給、給料等會社全額負担
    - 之に對し坑長は、
- 解雇手當十四日分並解雇旅費は之を支給するも其他は不可能、被解雇者は五日以内の期を明渡しられ度しと回答し約五十分にて會見を終つた。  
 議員「全協福岡支那部聯合會再建委員會」署名のアドレス